

4月から制度が変わりました

子ども手当は新しい児童手当制度に移行

本年4月分から、子ども手当は新しい児童手当制度に移行しています。

子ども手当の申請がまだ済んでいない場合は、早めに申請してください。

なお、昨年10月分から本年3月分までの子ども手当を受給している人については、あらためて手続きをする必要はありません。

▽児童手当を受給できる人

①中学生以下の児童を監護している保護者のうち、生計中心者（収入の高い者）が対象となります。

②単身赴任の場合を除き、住民票上で現に対象児童と同居している保護者が優先されます。

▽児童手当の支給額（児童1人あたりの支給額）

区 分	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
0～3歳の誕生日まで	15,000円	15,000円	15,000円
3歳の誕生日の翌月～小学校卒業まで	10,000円	10,000円	15,000円
中学生	10,000円	10,000円	10,000円

※第3子以降とは、受給者が扶養する18歳以下（18歳に到達して以降初めて3月を迎えるまで）の児童の人数です。

▽所得制限（本年6月より開始）

新しい児童手当では、6月支給分より所得制限が開始されます。これにより、所得制限に該当する場合は、支給月額が児童1人につき5千円となります。

▽現況届

6月にはすべての人に資格更新手続き「現況届」を提出していただき、これにより支給認定の審査を行います。※詳しくは、後日広報などで再度お知らせします。

▽支給月日

6月、10月、翌2月（いずれも10日）の年3回（各支給月に前月までの支給分を振り込みます。10日が休日の場合はその前日が振込予定日となります）

▽児童手当の申請に必要なもの

①印鑑（認印可、スタンプは認めません）

②請求者名義の金融機関口座（受給者以外の口座＝配偶者や児童の口座には振り込みできません）

③請求者の健康保険証

④児童の父母以外の方が申請する場合や「別居監護申立書」など、その他必要な書類がありますので、担当まで問い合わせください。

詳しくは、社会福祉課児童福祉係（内線235）まで。

本年度から介護保険料が変わります 額の算定基準のお知らせ

◆ 65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料を改定

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する公費と、40歳以上の人々が納める介護保険料を財源として運営されています。65歳以上の人々の介護保険料は、3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づき、「基準額（月額）」を基に決まります。第5期計画（平成24年度～26年度）の介護保険料は、次のとおり算出されています。

◆ 基準額の算出方法

$$\begin{array}{c} \text{市で必要な介護} \\ \text{サービスの総費用} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{65歳以上の} \\ \text{人の負担分} \\ \text{21\%} \end{array} \div \begin{array}{c} \text{陸前高田市に住む} \\ \text{65歳以上の人の} \\ \text{人数} \end{array} = \begin{array}{c} \text{保険料の} \\ \text{基準額} \end{array}$$

◆ 保険料の基準額が月額4,850円（年額58,200円）に

介護保険事業計画（第5期 平成24年度から26年度）のサービス見込み量などから算出した結果、基準額（所得段階第4段階の人の月額）を月額4,850円に改定しました。第4期計画に比較して、月額850円の増額となりますが、保険料の剰余分などを積み立てた準備基金を、保険料の減額のために取り崩しました。基金取り崩しを行わない場合の月額基準額は、5,361円となります。（取り崩し額は見込みであり、実際に要する費用により変動します）

▽ 所得段階ごとの年額介護保険料

所得段階	対象者	保険料の調整率	保険料（月額 / 年額）
第1段階	生活保護受給者など、または老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人	基準額×0.5	2,425円 / 29,100円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で自身の課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の人	基準額×0.5	2,425円 / 29,100円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第2段階対象者以外の人	基準額×0.75	3,637円 / 43,600円
特例 第4段階	課税されている世帯員がいるが、自身は住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.85	4,122円 / 49,400円
第4段階 (基準額)	課税されている世帯員がいるが、自身は住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額×1.0	4,850円 / 58,200円
第5段階	自身の住民税が課税され、合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.15	5,577円 / 66,900円
第6段階	自身の住民税が課税され、合計所得金額が125万以上200万円未満の人	基準額×1.25	6,062円 / 72,700円
第7段階	自身の住民税が課税され、合計所得金額が200万円以上の人	基準額×1.5	7,275円 / 87,300円

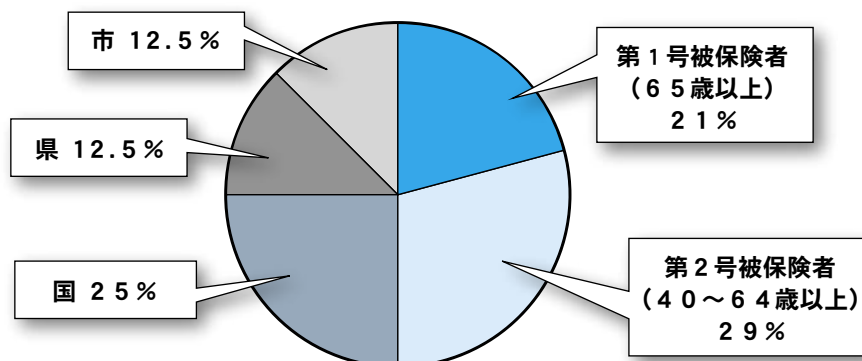
※年間保険料額の算定において、100円未満の端数が生じた場合は切り捨てとなります。

※課税年金収入額とは、老齢基礎年金など税法上課税の対象となる年金の収入額をいい、遺族・障害年金など税法上非課税となる年金の収入額は含まれません。

※合計所得金額とは、収入金額から必要経費の相当額を差し引いた金額です。

詳しくは、長寿社会課介護保険係（内線203）まで。

介護保険の 財源内訳



◆ 65歳以上の方の保険料の納め方は？

保険料の納め方は、受け取る年金の額により、次のいずれかの方法になります。

年金が年額18万以上の人

- 保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて天引きになります。

年金支払月

4月、6月、8月、10月、12月、2月

※平成24年度は東日本大震災の影響により、年金からの天引きは10月から行われる予定です。

それまでは、納付書で納めます。納付書は7月に発送します。

年金から天引き になります (特別徴収)

(介護保険料と後期高齢者医療保険料との合計額が年金額の2分の1を超える場合は除く)

- 本来、年金から天引きになる「特別徴収」の方でも、一時的に納付書で納める場合があります。

・年度途中で保険料が増額になった → **増額分を納付書で納めます。**

- ・年度途中で65歳になった
- ・年度途中で老齢(退職)年金・障害年金の受給が始まった
- ・年度途中で他の市町村から転入
- ・保険料が減額になった
- ・年金が一時的に差し止めになったなど

原則、特別徴収の対象者として把握される月のおおむね6カ月後から天引きになります。
それまでは、納付書で納めます。

年金が年額18万未満の人

- 市から送られる納付書により、市役所、または市の指定金融機関で納めます。

納付書 で各自納めます (普通徴収)

7月、8月、9月、10月、11月、1月

- 介護保険料の口座振替が便利です。

納め忘れがなく、納めに行く手間も省ける便利な口座振替を利用しましょう。

介護保険料の納付書、通帳、印鑑(通帳の届出印)を持参し、市の指定金融機関で申し込みます。

◆ 東日本大震災に伴う介護保険料の減免について

本年度も引き続き、次のとおり介護保険料を減免します。

◎東日本大震災による被災などを事由とする平成23年度介護保険料免除対象者について、免除の期間が平成24年9月30日まで延長になりました。

詳しくは、長寿社会課介護保険係(内線203)まで。

■放射能測定結果一覧（4月分）

国の安全基準の目安（地上1mで毎時1マイクロシーベルト）を、すべての地点で下回っています。

※市の基準は、すべての高さで毎時1マイクロシーベルト

（単位：μSv/時）

測定月日	測定場所	場所（詳細）	測定結果			備考
			5 cm	50 cm	100 cm	
H24.4.26	生出コミセン	玄関右脇雨樋	0.42	0.23	0.15	
H24.4.26	二又診療所	玄関前	0.11	0.11	0.1	
H24.4.26	飯森公民館	玄関左側雨樋	0.89	0.4	0.24	
H24.4.26	最終処分場	埋設場所	0.15	0.16	0.14	
H24.4.26	市役所庁舎前	1号棟出入口	0.05	0.05	0.04	
H24.4.26	サンビレッジ	玄関右側軒下	0.51	0.21	0.16	
H24.4.26	モビリア	センターハウス左側雨樋	0.57	0.33	0.19	
H24.4.26	矢作保育所	遊戯室前雨樋	0.12	0.12	0.1	
H24.4.26	下矢作保育園	玄関前雨樋	0.23	0.14	0.13	
H24.4.26	横田保育園	園庭	0.18	0.15	0.14	
H24.4.25	竹駒保育園	玄関前	0.21	0.13	0.11	
H24.4.25	長部保育所	出入口排水口	0.25	0.17	0.13	
H24.4.25	高田保育所	すみれ軒下	0.14	0.1	0.09	旧米崎保育園
H24.4.25	米崎保育園	砂場付近	0.07	0.08	0.08	
H24.4.25	小友保育所	運動場中央	0.09	0.1	0.1	
H24.4.27	広田保育園	園庭中央	0.09	0.09	0.09	
H24.4.27	矢作小学校	遊具付近	0.17	0.15	—	
H24.4.27	気仙中学校	旧矢作小学校グラウンド	0.12	—	0.11	
H24.4.27	横田小学校	遊具付近	0.08	0.08	—	
H24.4.27	横田中学校	仮設グラウンド	0.08	—	0.09	
H24.4.27	竹駒小学校	グラウンド	0.14	0.13	—	
H24.4.27	長部小学校	遊具付近	0.08	0.08	—	
H24.4.27	高田小学校	グラウンド	0.07	0.07	—	
H24.4.27	第一中学校	南側仮設グラウンド	0.08	—	0.08	
H24.4.27	米崎小学校	仮設グラウンド	0.13	0.13	0.12	
H24.4.27	小友小学校	グラウンド	0.08	0.07	0.07	
H24.4.27	小友中学校	グラウンド（テニスコート）	0.07	—	0.08	
H24.4.27	広田小学校	校舎前	0.08	0.08	—	
H24.4.27	広田中学校	グラウンド	0.08	0.08	0.08	

※当面の間、毎月1回これらの地点で継続して測定していきます。

【問い合わせ先】 市民環境課環境安全係（内線131）、保育所（園）は社会福祉課（内線231）、小・中学校は学校教育課（内線281）

5月30日(水)は
チャレンジデー
2012

「みんなで運動、健康一番。心も身体もリフレッシュ!!」

5月の最終水曜日はチャレンジデー。今年は5月30日（水）に開催され、世界各地でスポーツのイベントが開催されます。本市の参加は今回で13回目。昨年は震災の影響により、参加することができませんでしたが、今年度は運動による健康づくりへの意識高揚を図り、各地域で交流の機会を増やすため、他自治体との対戦形式は取らず無理なくできる範囲で参加します。

チャレンジデー実行委員会では、開会行事として高田高校仮設住宅でのラジオ体操、市スポーツドームでのフットサル気仙地区大会、米崎中学校体育館で閉会行事などのイベントを予定しています。

当日は15分以上運動し、健康づくりに取り組みましょう。

▽運動したら報告を 5月30日（水）にグループ、事務所など団体で15分以上体を動かした際は、区長や町内会長などに、その人数を報告してください。

詳しくは、生涯学習課（内線251・252）まで。

特定健康診査・後期高齢者健康診査のお知らせ

東日本大震災により、市外に避難している国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入している人は、平成24年5月下旬から避難先で「特定健康診査」「後期高齢者健康診査」を受けることができるようになりました。

▽対象者

【特定健康診査】

陸前高田市の国民健康保険に加入している40歳以上の人のうち、「住民票」を異動せずに市外に住んでいる人

【後期高齢者健康診査】

後期高齢者医療制度に加入している75歳以上の人のうち、「住民票」を異動せずに市外に住んでいる人

▽受診期間 平成25年3月31日まで

▽検査内容 特定健康診査の基本項目および詳細な検査など

▽健康診査などの申し込み

- ・健康診査などを希望する人は、電話などで健康推進課保健係まで申し込んでください。
- ・後日、希望する人に「特定健康診査受診券」「健診実施機関一覧表」「県内特定健康診査日程表」などを送付します。

▽その他

- ① 盛岡市(玉山地区を除く)、奥州市(衣川地区を除く)、滝沢村、雫石町に避難している人は、現在住んでいる市町村では受診できませんので、近隣の他市町村で受診してください。
- ② 健診時点において、他の健康保険に加入した人は、市交付の「受診券」は使用できませんので、加入先の医療保険者に問い合わせてください。扶養家族の人も同様となります。
- ③ 「平成24年度各種検診申込書」(検診事前申し込み)の通知郵送先届出書に記入のあった人については、案内を個別に郵送します。
- ④ ③以外の方は、市広報やホームページで確認してください。
詳しくは、健康推進課保健係(内線240・241)まで。

6月のごみ収集日について

市指定のごみ袋に行政区と世帯主の氏名を記入し、当日の朝8時30分までに集積場所に出してください。

燃えないごみ・空きびん・新聞・チラシほか収集日

燃えるごみ収集日

町名	収集行政区	燃えないごみ	空きびん	新聞・チラシ 雑誌・段ボール
矢作	2区～7区	27日(水)	20日(水)	13日(水)
	8区～14区	28日(木)	21日(木)	14日(木)
	1区、15区、16区	22日(金)	15日(金)	8日(金)
横田	1区～8区	21日(木)	14日(木)	7日(木)
竹駒	1区～7区	20日(水)	13日(水)	6日(水)
気仙	4区	5日(火)	26日(火)	19日(火)
	1区～3区、5区、6区	15日(金)	8日(金)	1日(金)
	7区～9区	25日(月)	18日(月)	11日(月)
	10区～14区	26日(火)	19日(火)	12日(火)
高田	1区～3区、17区	4日(月)	25日(月)	18日(月)
	4区、5区、16区	5日(火)	26日(火)	19日(火)
	6区～8区	6日(水)	27日(水)	20日(水)
	9区、11区、12区甲乙	7日(木)	28日(木)	21日(木)
	10区、13区～15区	1日(金)	22日(金)	15日(金)
米崎	1区～5区甲乙	11日(月)	4日(月)	25日(月)
	6区甲乙～11区	12日(火)	5日(火)	26日(火)
小友	1区～7区	13日(水)	6日(水)	27日(水)
	8区～10区	14日(木)	7日(木)	28日(木)
広田	12区、13区	14日(木)	7日(木)	28日(木)
	1区～3区、11区、14区、15区	8日(金)	1日(金)	22日(金)
	4区～7区	18日(月)	11日(月)	4日(月)
	8区～10区	19日(火)	12日(火)	5日(火)

矢作1～16区	(水)(土)
横田1～8区	(火)(金)
竹駒1～7区	(火)(金)
気仙1～14区	(水)(土)
高田1～5区と16区	(月)(木)
高田6～15区と17区	(火)(金)
米崎1～11区	(火)(金)
小友1～10区	(月)(木)
広田1～15区	(月)(木)

※祝日は収集しません。

● ごみを出す際の注意 ●

- ・仮設住宅に住んでいる人は、仮設住宅専用の集積場所に出してください。
- ・学校専用の集積場所などには出さないでください。
- ・布団やブルーシートを出す際は、小さくたたんで、丈夫なひもでしばって出してください。(1m以内)
- ・段ボールは50cm×60cm以内の大きさにして、紙ひもでしばって出してください。
- ・ごみを3袋を超えて出す場合は、清掃センターに直接持ち込んでください。

- 燃えるごみ、燃えないごみは市指定の袋で出してください。
- 清掃センターでは、事業者から出る発泡スチロールやPPバンドなどの産業廃棄物は受け入れませんので、持ち込まないでください。
- 庭先や空き地での家庭ごみの焼却は法律で禁止されています。
詳しくは、市民環境課環境安全係(内線130)まで。



持ち主の皆さんは忘れずに 銃砲刀剣類登録審査会を開催

県では、本年度の銃砲刀剣類の登録審査会を次のとおり行います。開催日以外には審査できませんので、ご注意ください。

▽開催日 五月二十一日(月)、七月二十日(金)、九月十九日(水)、十一月二十日(火)、一月二十一日(月)、三月二十一日(木)

▽受付時間 午前十時～十一時、午後一時～二時

▽会場：盛岡地区合同庁舎八階講堂A

※都合により変更する場合があります

▽持ち物 ①登録する銃砲刀剣類②登録申請書(当日会場に準備)③県収入証紙(一点につき六千三百円)④刀剣類発見届出済証(警察署で交付)

詳しくは、県教育委員会生涯学習文化課(☎019-629-6182)まで。

施設見学会を開催します

岩手沿岸南部クリーンセンター

昨年四月から供用開始されたクリーンセンターを、六月の環境月間に合わせ、地域住民の皆さんに一般開放します。

▽日時 六月三日(日) 午前十時～午後四時

▽会場 釜石市大字平田3-181-1 (三陸・海の博覧会会場跡地)

▽内容

◎施設見学コースの開放

①施設概要DVDの上映(大人用・子供用) 計十一回

※このDVDは、大人用と子供用の二種類あり、上映時間は約十二分。

◎二階展示室の開放(環境クイズ、施設案内モニター、スラグ・メタル等展示物)

◎三階工場棟見学コース(炉室、蒸気タービン発電機、クレーン運転室、「ごみヒット前」)

◎来場者に記念品をプレゼント

詳しくは、岩手沿岸南部広域環境組合事務局(☎0193-127-7020)

まで。

補助制度を活用しましょう

浄化槽設置整備事業

浄化槽設置整備事業は、清潔で快適な生活を送るため、浄化槽を設置する際の補助制度です。集合処理施設のない地域では、浄化槽を設置して生活排水を処理します。

▽浄化槽設置に対する補助

・五人槽 五十万二千円
・七人槽 六十四万一千円
・十人槽 八十三万八千円

▽放流管工事に対する補助

敷地から放流先までの管路が四十メートルを超える場合、補助額が加算されます。

▽東日本大震災に伴う特別措置

浸水区域に居住していた世帯が補助を申請する場合、補助額が加算されます。

詳しくは、都市計画課下水道係(内線463)まで。

開催しませんか

認知症についての学習会

「さつき言っただのにまた同じことを言っている」「なんだか性格が変わってきた」「よっちゅう探し物をしているし、他人のせいにする」「今まで楽しんでいたことに興味がなくなつた」など、身の周りの人にこのような症状はあ

りませんか。

また、自分自身にも何となく自信がなくなっていますか。

認知症に不安や恐怖を感じている人がいますが、認知症は決して何も分からなくなる病気ではありません。

正しく理解し適切に対応できるように、地域や職場で一緒に楽しく学んでみましょう。

▽学習会の申込先

地域包括支援センター(長寿社会課内、内線204)

受講生を募集しています

日本語教室開設研修会

岩手県国際交流協会では、在住外国人の日本語学習機会の拡大を図るために、地域の日本語教室で活動するボランティアを養成する研修会を開催します。

【概論研修(計六日)】

六月十六日(土)、十七日(日)、二十三日(土)、二十四日(日)、七月二十八日(土)、八月二十五日(土)

▽時間 六日間とも午前十時

三十分～午後四時三十分

▽内容 日本語学習を支援するボランティアの活動について学びます。

【実地研修(計八日)】

七月一日(日)、八日(日)、

十五日(日)、二十二日(日)、二十九日(日)、八月五日(日)、十九日(日)、二十六日(日)

▽時間 八日間とも午後一時～五時

▽内容 在住外国人を学習者に迎えて、日本語教室で活動しながら学びます。

▽受講料 無料

▽会場 市役所

▽申し込み・問い合わせ先

公益財団法人岩手県国際交流協会(☎019-1654-18900)まで。

本年度は中止します

春季市有林樹木払い下げ

例年、春季と秋季に市有林の樹木払い下げを行ってきましたが、市内で採取した原木シイタケから基準値を超える放射性セシウムが検出されたことから、本年度の市有林樹木(自家用材、自家用薪、茸原木、炭材、その他)の払い下げは、行わないこととします。

詳しくは、農林課林政係(内線404・405)まで。

公入札による

「分収林樹木売却」の受け付け

分収林樹木の公入札による売却について、下記により受け付けします。希望する

人は手続きをしてくださいます。

▽受付日時 五月二十四日

(木) 午前九時～午後五時

▽会場 市役所

詳しくは、農林課林政係(内線404・405)まで。

地元で就職したい皆さんへ

気仙地区区合同就職面接会

気仙地区雇用開発協会では、気仙地域に就職を希望する求職者を対象とした面接会を開催します。

▽日時 五月二十五日(金)

午後一時三十分～四時(受け付けは午後一時開始)

▽会場 大船渡市民文化会館 リアスホール

詳しくは、ジョブカフェ気仙(☎21-3456)まで。

事業主の皆さんへ

労働保険料などの申告・納付

労働保険料は、年度当初に概算で保険料を納付し、翌年度に確定保険料を計算し、精算する方法をとっています。

平成十九年度から石綿健康被害救済のための「一般拠出金」申告・納付が始まりましたが、本年度も引き続き申告・納付が必要になります。

なお、申告・納付期限は七月十日(火)までです。

詳しくは、若手労働局労

働保険徴収室(☎019-604-3003)まで。

5月31日が納期限です

自動車税の納付を

自動車税は、四月一日現在の所有者が納付する県税です。納税通知書は四月下旬に発送していただきますので、忘れずに最寄りの金融機関、コンビニで納めましょう。

なお、震災被災者の皆さんには、納付しやすいよう環境を整えるため、納税相談に応じています。相談を希望する人は、印鑑を持参し、大船渡地域振興センター県税室までお越しください。

詳しくは、同室(☎27-9912)まで。

セーブ・ザ・チルドレンから

子どもまちづくりクラブ地域報告会

セーブ・ザ・チルドレンでは、高田町大隅の「つどいの丘」商店街にメンバーがつくったひろばの紹介や、五月五日(日)に東京で開催された「東北子どもまちづくりサミット」の報告を行います。

▽対象 小学校五年生以上の子ども、大人

▽日時 五月二十七日(日)

午後一時三十分～四時

▽場所 大隅商店街「つどい

の丘」内陸前高田まちづくり協働センター

▽参加申込 五月二十四日

(木)

▽申し込み・問い合わせ

セーブ・ザ・チルドレン田代(☎080-12343-1824)まで。

ご利用ください

陸前高田まちづくり協働センター

陸前高田まちづくり協働センターでは、市民活動や地域づくりに関する相談窓口を設け、団体設立・支援金申請などの支援を行い、復興に向けてコミュニティの課題解決に向けた支援などを行います。

▽場所 大隅商店街「つどいの丘」内

▽支援内容 自治会活動の活性化、助成金の申請、組織の運営方法、広報活動、講座の開催など。

▽開館日 月曜～土曜日 午前十時～午後六時(日曜、祝日、年末年始は休館)

詳しくは、同センター(☎090-12990-15720)まで。

協力をお願いします

公共施設解体工事のお知らせ

震災で被災した市役所、学校などの解体工事を六月中旬

より順次実施します。

工事期間中は大型車両の通行や騒音などにより、皆様にはご迷惑をお掛けしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、献花や写真撮影を行う際には、大変危険なので建物内に入らないようにしてください。

詳しくは、市民環境課環境安全係(内線130)建設課道路河川係(内線470)まで。

より順次実施します。

市内の道路状況のお知らせ

順次復旧していきます

市内の道路状況のお知らせ

震災の影響で道路に陥没が発生しています。

ひび割れ、段差、陥没などが生じ、通行に支障をきたしている箇所が多数あります。

順次復旧を進めておりますが、注意しながら通行願います。

詳しくは、建設課道路河川係(内線470)まで。

労働基準監督署から

陸前高田出張窓口を開設

大船渡労働基準監督署では、五月十日(木)から、市内に出張相談窓口を開設しています。

▽期日 毎週木曜日

▽時間 午前九時三十分～午後四時

▽場所 ふるさとハローワーク

▽受付内容

・解雇、賃金不払いなど、労働条件に関する相談。

・労働安全衛生法に基づく届け出などに関する相談。

・労働保険の加入に関する相談。

・労災保険給付に関する相談。

詳しくは、大船渡労働基準監督署(☎26-5231)まで。

チャレンジしてみませんか

調理師および衛生師試験

調理師および製菓衛生師試験を次のとおり実施します。

【調理師試験】

▽日時 九月十二日(水) 午前十時～正午

▽場所 大船渡地区合同庁舎 ほか

▽願書配布 五月二十八日(月)から大船渡保健所で配布見込み

▽申込期間 七月二日(月)～十三日(金)

▽合格発表 十月十九日(金)

【製菓衛生師試験】

▽日時・申込期間・合格発表 調理師試験に同じ

▽場所 盛岡市勤労福祉会館

詳しくは、大船渡保健所(☎27-9913)まで。

